

# 第 12 回総会議事録

(令和 6 年 6 月 25 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第12回総会 議事録

日 時	令和6年6月25日（火）14時00分～15時50分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 17名 欠席委員数 2名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第8号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第9号議案 特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について</p> <p>第10号議案 農用地利用集積計画案の審議について</p> <p>第11号議案 農用地利用集積等促進計画の意見照会について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について</p> <p>第7号 農業委員会が発行した5月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第8号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第9号 令和6年度農地パトロール(利用状況調査)の実施について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>9番 許可</p> <p>10番 許可</p> <p>11番 許可</p> <p>12番 許可</p> <p>13番 許可</p> <p>14番 許可</p> <p>15番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>5番 許可相当</p>

6番 許可相当

7番 許可相当

8番 許可相当

第3号議案

12番 許可相当

13番 許可相当

14番 許可相当

15番 許可相当

第4号議案

11番 証明交付

12番 証明交付

13番 証明交付

14番 証明交付

15番 証明交付

16番 証明交付

17番 証明交付

18番 証明交付

19番 証明交付

20番 証明交付

21番 証明交付

22番 証明交付

23番 証明交付

24番 証明交付

25番 証明交付

26番 証明交付

27番 証明交付

第5号議案

3番 証明交付

第6号議案

2番 利用確認

第7号議案

10番 証明発行

11番 証明発行

第8号議案

4番 協力

5番 協力

6番 協力

第9号議案

2番 承認

3番 承認

	<p>第10号議案 決定 第11号議案 承認</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14時00分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員17名、欠席委員2名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第12回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号4番加藤義晴委員、5番小島重信委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>9番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人世帯は申請地の隣接地で露地野菜を耕作されています。譲渡人は農業廃止のため、譲受人は農業経営拡大のため申請に至りました。申請地は譲渡人が農家ではない市外居住者のため管理が難しく、耕作放棄地となっています。取得後は草刈りや耕耘を行った後、露地野菜を耕作される予定です。</p> <p>常時従事者は本人も含め4人です。譲受人本人は年間200日程度従事しており常時従事日数の観点からも問題ありません。農地は全て良好に耕作されており、通作距離及び周囲との調和条件についても現在の耕作地の隣接地のため問題ないと考えられます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。</p>
議長	<p>9番について、地区担当の中山推進委員が欠席のため、私から報告します。</p> <p>申請地は譲受人世帯が所有している農地の隣接地のため、問題ありません。</p> <p>9番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、9番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、9番は許可とします。</p> <p>続いて、10番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件は、新規法人が農地を購入するための申請です。譲渡人は経営縮小を希望しています。譲受法人の代表は別法人として、申請地の隣接地で10年以上前から</p>

カフェレストランを営んでいます。寺家産の野菜をメニューに取り入れたり、2017年頃からは地元農家の援農を行ったりするなど、地域に根差した経営や活動を行っています。このカフェレストランの法人は、4月1日から利用権設定で申請地を利用し始めましたが、カキの木ごと農地を購入できることとなり、新たに農業部門の法人を設立し、申請に至りました。農地所有適格法人要件については、法人形態、事業、議決権、役員要件全て満たしています。申請地ではカキなどの果樹や露地野菜を生産する計画です。生産物はカフェレストランの法人が買い取ります。

譲受法人は初めて農地を取得するため、5月15日に地区担当の金子晴男推進委員と隣接地区担当の坂田委員によりヒアリングを行い、3条の要件を満たすかを確認いただいています。

議長 10番について、地区担当の金子晴男推進委員の意見はいかがですか。

金子晴男  
推進委員 代表社員は約6年前より地元農家の援農を行ってきました。また、今後農業アドバイザーとして地元の認定農業者と契約を結び、技術指導を受けるとのことです。農機具は、カフェレストランの法人が所有している耕運機等を利用できます。アドバイザー、従業員等を加え計6人が常時農作業にあたり、年間300日従事します。また、周囲の農地に気を配りながら営農するとのこと。よって、3条の要件はいずれも満たしていると考えます。

議長 坂田委員の意見はいかがですか。

坂田委員 近隣農家と協調しており、畑もしっかり管理しています。問題ありません。

議長 10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
無いようですので、10番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、10番は許可とします。  
続いて、11番について事務局から説明してください。

事務局 譲渡人は遠方のため耕作ができず、農業廃止を希望しており、隣接農地所有者が購入する話がまとまったため申請するものです。

譲受人世帯の経営農地は、露地野菜の畑として全て効率的に利用されています。

常時従事者は、本人、妻、息子の3人で、年間300日従事します。

地域との調和要件について、譲受人世帯は近隣で耕作をしてきており問題ないと考えます。

以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長	11 番について、地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。
関戸委員	譲受人は手広く営農をしている方です。現地は譲受人の関連農地の隣地のため問題ありません。
議長	11 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、11 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、11 番は許可とします。 続いて、12 番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件は、新規就農希望者が農地を購入するための申請です。譲渡人は経営縮小を希望しています。 譲受人は初めて農地を取得するため、5月24日に井上推進委員と小島委員によりヒアリングを行い、3条の要件を満たすかを確認いただいています。
議長	12 番について、井上推進委員の意見はいかがですか。
井上推進委員	譲受人は、親戚の田畑の耕作を10年以上手伝い、技術を身につけています。農機具は親戚所有のものを利用できます。譲受人と家族が常時従事し、譲受人が代表を務める法人の社員が手伝いに加わります。年間150日従事するとのこと。まじめに農作業をしている姿をよく見ており、問題ありません。
議長	小島委員の意見はいかがですか。
小島委員	譲受人から話を聞き、地域でまじめに耕作するとのことなので問題ありません。
議長	12 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、12 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、12 番は許可とします。 続いて、13 番について事務局から説明してください。

事務局	<p>申請地は所有者が亡くなり相続財産清算人が管理している土地です。隣接農地所有者である兄が購入する話がまとまったため申請するものです。</p> <p>譲受人世帯の経営農地は、露地野菜や植木畑として全て効率的に利用されています。常時従事者は譲受人のみですが、年間 250 日従事しており、隣地と一体的に耕作するため、労働力も問題ないとのこと。地域との調和要件について、譲受人は近隣で耕作をしてきており問題ないと考えます。</p> <p>以上、第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。</p>
議長	13 番について、地区担当の野路委員の意見はいかがですか。
野路委員	譲受人の所有農地の隣接地の申請のため、問題ありません。
議長	<p>13 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、13 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、13 番は許可とします。</p> <p>続いて、14 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲渡人は農業経営の縮小を検討しており、譲受人は経営拡大の意向があり今回の申請に至りました。</p> <p>譲受人は所有している緑区いぶき野、利用権で借りている青葉区田奈町、恩田町で水田を中心に耕作しており、常時従事要件、地域調和要件ともに問題ないと考えられます。恩田町に利用権で借りている水田もあるため申請地も効率的に利用する見込みがあります。</p> <p>以上、第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。</p>
議長	14 番について、地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。
杉崎委員	譲受人は昔から稲作を専門でやっている方なので問題ありません。
議長	<p>14 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、14 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、14 番は許可とします。

続いて、15番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人、譲渡人は同一の世帯です。申請地について、生前贈与を行うため今回の申請となりました。

申請地は譲渡人・譲受人世帯で現在耕作しています。世帯の所有農地は、申請地も含めて全て良好に耕作されていることから利用効率要件、常時従事要件について問題はありません。また、地域の調和要件についても、すでに耕作しており問題はなく、引き続き耕作を行うため、3条許可要件を満たしております。

以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長

15番について、地区担当の加藤委員の意見はいかがですか。

加藤委員

6月7日に現地を確認しました。広い農地ですが、きれいに耕作しており問題ありません。

議長

15番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、15番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、15番は許可とします。

続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。5番について事務局から説明してください。

事務局

今回の申請による転用用途は、駐車場です。申請者は令和3年に申請地を相続し維持管理をしてきましたが、農業後継者もおらず、自宅からの距離を考えると今後の作業、維持管理が困難となってきました。申請地の有効活用を検討していたところ、旭区川井本町でレンタカー事業と中古車販売業を行っている法人から、申請地をレンタカー用駐車場として利用したいとの申し出があり、今回の申請に至りました。

農地区分は第2種農地です。市街化区域500m以内にあり、周辺農地の規模が10ha未満です。500㎡程度の面積で現在の事業所である旭区川井本町から1.5km圏内の土地を探していたところ、条件に合う唯一の土地が申請地でした。

雨水は場内を砕石敷きとし自然浸透させます。南側には既に土砂流出防止用に鋼板が設置されています。東側と西側にも鋼板を新設し、隣接地への砕石の流出を防ぎます。

風致地区に該当するため、敷地内に緑地を2か所設けることを建築局建築企画課に許可申請しています。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長	5番について、地区担当の阿部委員の意見はいかがですか。
阿部委員	6月17日に現地確認をしました。問題ありません。
議長	5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、5番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、5番は許可相当とし、市に進達します。 続いて、6番について事務局から説明してください。
事務局	今回の申請による転用用途は、駐車場敷地拡張です。申請地を相続し維持管理をしてきましたが、農業後継者もおらず申請者自身が高齢となりました。今後の作業、維持管理が困難と感じていたところ、川崎市高津区で解体工事業や産業廃棄物収集運搬業などを行っている法人から、申請地を駐車場として利用したいとの申し出があり、今回の申請に至りました。 農地区分は第2種農地です。市街化区域 500m 以内にあり、周辺農地の規模が 10ha 未満です。本社から車で約 20 分圏内と勝田町内にある事業地から徒歩圏内であること、面積が約 700 m <sup>2</sup> の土地を探していたところ、条件に合う唯一の土地が申請地でした。 敷地内は砕石敷きとし自然浸透させます。北側の一部にある出入口部分以外の周囲に成型鋼板と土砂流出防止用に鋼板土留めを設置します。北側にある公道に接している敷地を利用して出入口するため、敷地の一部をコンクリート舗装とします。賃借している土地のため、地権者には工事する旨を説明し、了承を得ています。 申請地に脱着式のコンテナを置きますが、建築確認は不要であることを建築局に確認済みです。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。
議長	6番について、地区担当の金子宏正推進委員の意見はいかがですか。
金子宏正 推進委員	先日、現地を確認しましたが、現在借りている駐車場の拡張のため問題ありません。また、草が繁茂して迷惑になっていますが、転用により是正されると思われます。
議長	6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、6番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)

議長 賛成多数と認め、6番は許可相当とし、市に進達します。  
続いて、7番について事務局から説明してください。

事務局 申請者は病気のため耕作ができず、申請地は家族が草刈りをしているものの負担になっています。この度、近所で運送業を営む法人から従業員用の駐車場として利用したいとの申し入れがあったため転用するものです。

借受法人は冷蔵車による食品を中心とした自動車運送業を営んでいます。既存駐車場が手狭のため、従業員の通勤用乗用車及び小型トレーラーを置ける新たな駐車場用地として、近所の川和町に適当な土地がないか探していました。

立地基準は第3種農地です。500m以内に都筑が丘第八公園と都筑が丘第九公園があり、前面道路に上下水管が埋設されています。

敷地内は砂利敷きとし、雨水は自然浸透させます。北側と西側は既存コンクリートブロック及び既存鋼板をそのまま活かします。西側の既存鋼板がない範囲と南側の水路境界、及び東側の出入口を除く箇所には、新設コンクリートブロックとメッシュフェンスを設置します。

申請者の所有農地に違反はありません。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長 7番について、地区担当の菅沼委員が欠席のため、私から報告します。  
菅沼委員から本案件は何ら問題ないと連絡を受けています。  
7番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
無いようですので、7番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、7番は許可相当とし、市に進達します。  
続いて、8番について事務局から説明してください。

事務局 申請者は高齢のため耕作地の縮小を考えていたところ、駐車場として利用したいとの申し入れがあったため転用するものです。

借受法人は自動車販売業、整備業を営んでいます。事業拡大に伴い販売用乗用車の増車を考えており、事業所に近い折本町に適当な土地がないか探していました。

立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内にあり、10ha以上の集団農地に含まれません。

敷地内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透させます。北側と西側、及び南側の隣地との境には、土留め鋼板を新設します。東側は既存コンクリートブロックをそのまま活かします。東側にある馬入れを、コンクリート舗装して出入口とします。

関連非農地27番の証明発行承認を条件に、所有農地の違反状態はすべて解消されま

す。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

8番について、地区担当の私から意見を述べます。

本案件は全く問題ありません。

8番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、8番について、第4号議案27番の証明発行承認を条件に許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、8番は第4号議案27番の証明発行承認を条件に許可相当とし、市に進達します。

続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。12番について事務局から説明してください。

事務局

本申請による転用用途は、駐車場です。譲受人は土木工事業を営んでおり、現在は緑区長津田町に本社と資材置場があります。受注件数の増加に伴い業務用車両用の駐車場を既存の資材置場の近隣で探していたところ、今回の申請地が見つかりました。

農地区分は第3種農地、500m以内にあさひの丘病院と神奈川病院があり、前面道路にガス管と上水道管が埋設されています。

敷地内は、東側は碎石敷、西側一部は転圧のみとします。雨水排水は敷地内に新規U字溝を設置し、集水桝から敷地西側の法面下にある既存のU字溝へ排水します。

北側は、土留め鋼板を設置します。車両出入口は、既存の樹木を一部伐採しコンクリート舗装とします。

雨水排水については旭土木事務所へ排水設備計画を申請し、旭土木事務所の確認済みです。また、風致地区のため、一部伐採した出入口の樹木は南側に2本植樹することで建築局建築企画課に申請済みです。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

12番について、地区担当の小川名委員の意見はいかがですか。

小川名委員

6月16日に現地確認をしました。現地は荒れており迷惑になっていますが、転用により是正されると思われれます。計画通り転用すれば、何ら問題ありません。

議長

12番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、12番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長 賛成多数と認め、12番は許可相当とし、市に進達します。  
続いて、13番について事務局から説明してください。

事務局 申請者は、農業の継続が困難なため、申請地の耕作はできません。土地の活用を検討していたところ、近隣の設備配管工事業を営む会社より駐車場として売ってほしいと依頼があったため、農地を転用するものです。

譲受人は、港北区鳥山町に本社及び事業所がありますが現在の建物内の駐車場は狭く、資材や車の搬入が不便だったため、新しい駐車場を探していたとのこと。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水管があり、500m以内に街区公園が2つあります。

雨水は碎石敷きにより自然浸透させるとともに、あふれた分は敷地内に設置したU字溝を設けて全面道路へ排水します。当該地は斜面になっているので整備をするのに切土・盛土を行います。東側に隣接農地もありますが農地の方が高くなっています。間知ブロックも設置して崩れないようにしますので被害防除は問題ないと考えており、土地所有者も了承済みです。

申請者に違反転用はありません。

他法令は、宅地造成等規制法による許可申請を受付済みです。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長 13番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。

鈴木推進委員 6月11日に現地を確認しました。前面道路の幅員は5.5mあり、本案件の駐車場として利用することに問題はありません。

議長 13番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、13番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、13番は許可相当とし、市に進達します。  
続いて、14番について事務局から説明してください。

事務局 譲受人は、川崎市高津区に本店を置き、東京都、横浜市、川崎市を中心に一般貨物運送業を営む法人です。港北区新吉田町、川崎市中原区等々方に駐車場を借りていますが収容限界となっており、転回スペースを十分に確保できず、業務効率や安全上問題となっています。また、近年の配送需要の増加に対応するため、来年1月までに計11台の増車を予定しています。このため、駐車場の拡張用地が必要となっていました。  
一般貨物運送業用の駐車場の用に供するためには、本店事務所から20km以内で、幅

員が6m以上の道路に面し、車両が収容可能な形状・規模の土地であることが必須条件となっています。加えて、安全上の観点から転回スペースが十分に確保できることも条件となっています。以上の条件を満たす土地を探したところ、申請地しか見つかりませんでした。

なお、申請地を転用後、川崎市中原区等々力の駐車場は解約します。

立地基準は第2種農地です。申請地は市街化区域から500m以内にあり、周辺の集団農地は10ha未満です。

敷地内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透させます。隣接に農地はなく、北・西側の境界は既存擁壁があり、その内側に鋼板を設置します。東側境界には既存擁壁はなく、境界の内側に鋼板を設置します。南側の入口部分は既存擁壁を一部撤去し、残る擁壁の内側に鋼板を設置します。

申請者に農地法上の違反はありません。他に必要な手続きもありません。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。

議長

14番について、地区担当の加藤保委員が欠席のため、関口推進委員の意見はいかがですか。

関口推進委員

加藤委員から連絡があり、現地確認をした結果、本案件は問題ないとのことでした。

議長

14番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、14番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、14番は許可相当とし、市に進達します。

続いて、15番について事務局から説明してください。

事務局

譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、管理が難しく手放すことを考えていました。譲受人は神奈川県で不動産業を営む法人です。譲渡人から申請地の管理を任されており、借受法人より土地の賃借の依頼があり申請に至りました。借受法人はリサイクル業を営んでおります。賃借中の旭区の資材置場と駐車場が立ち退きを求められており、業務の効率化や業務量の増加を考慮して現在の規模より大きい代替地を探していました。本店等からのアクセスや必要面積等の条件を満たす土地は申請地のみでした。

立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内にあり、10ha以上の集団農地に属しません。

敷地内は出入口部分及び法面以外は土のまま転圧し、雨水は自然浸透とします。資材を保管するスペース等には鉄板を敷きます。法面は現在樹木が生えていますが、崩れないようそのままとします。北西側の出入口部分はアスファルト舗装された既存の

馬入れを使用します。北東側及び南東側の境界は既存の擁壁等をいかし、南西側隣接農地との境界には土留めを新設します。

所有農地に違反転用はありません。

他法令の手続きですが、申請地は 1000 m<sup>2</sup>を超えておりますが、鶴見川流域ではなく雨水浸透阻害行為許可申請は必要ない旨を道路局河川管理課に確認済みです。また埋蔵文化財包蔵地にあたりますが、横浜市教育委員会へ届出を行っております。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当として、県ネットワーク機構へ諮問後、市へ進達したいと考えております。

議長

15 番について、地区担当の内田推進委員の意見はいかがですか。

内田推進委員

現地立会の際に譲受人が居合わせ、その場で図面の修正等の確認ができました。計画は問題ないと思います。

議長

15 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

坂田委員

転用目的が資材置場ということですが、面積が大きいので近隣への影響が心配です。

事務局

隣接地へは資材置場になることは説明済みです。申請地の北東側に団地がありますが、建物との間に距離があります。団地以外には住宅地はなく問題ないと考えています。

議長

他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、15 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、15 番は許可相当とし、県ネットワーク機構へ諮問後、市に進達します。

続いて、第 4 号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。11 番から 27 番までについて事務局から説明してください。

事務局

11 番について、立地基準は第 3 種農地です。10 年間駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

12 番について、立地基準は第 3 種農地です。10 年間住宅敷地及び駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

13 番について、立地基準は第 3 種農地です。17 年間山林状態であることを航空写真で確認しました。

14 番について、立地基準は第 3 種農地です。54 年間住宅敷地として使用されている

ことを航空写真で確認しました。

15 番について、立地基準は第 2 種農地です。16 年間通信中継施設として使用されていることを航空写真で確認しました。

16 番について、立地基準は第 2 種農地です。16 年間駐車場として使用されていることを航空写真で確認しました。

17 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

18 番について、立地基準は第 3 種農地です。10 年間建物敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

19 番について、立地基準は第 3 種農地です。17 年間通路として使用されていることを航空写真で確認しました。

20 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間建物敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

21 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

22 番について、立地基準は第 2 種農地です。17 年間建物敷地及び山林として使用されていることを航空写真で確認しました。

23 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間道路として使用されていることを固定資産税・都市計画税土地非課税証明書で確認しました。

24 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

25 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

26 番について、立地基準は第 2 種農地です。17 年間資材置場として使用されていることを航空写真で確認しました。

27 番について、立地基準は第 3 種農地です。10 年間駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。こちらの証明交付により第 2 号議案 8 番が許可相当となります。

議長

11 番から 27 番までについて、委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、11 番から 27 番までについて承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、11 番から 27 番までは証明交付とします。また、27 番の証明交付により、第 2 号議案 8 番を許可相当とします。

続いて、第 5 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。3 番について事務局から説明してください。

事務局	<p>当案件は、相続人の居住地が神奈川区ですが、申請地が寺家町で元々は寺家町の方だったため、金子晴男推進委員に立ち合いをお願いしています。当該地は農用地です。相続人は水稻を栽培しております。今後も引き続き農業経営を行うことを確認済です。現地の状況については地区担当の金子晴男推進委員に申請者立ち合いのもと、確認いただいております。なお、除外物はありません。</p> <p>以上のことから、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。</p>
議長	3番について、地区担当の金子晴男委員の意見はいかがですか。
金子晴男 推進委員	6月12日に現地を確認しました。現在、田植えが終わっています。丁寧に仕事をしており、問題ありません。
議長	<p>3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、3番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、3番は証明交付とします。</p> <p>続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。2番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきまして、6月3日に地区担当の杉崎委員と対象者と現地立会いを行いました。対象の農地は露地野菜、植木を中心に適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えております</p>
議長	2番について、地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。
杉崎委員	この農家が生産する植木は、3代にわたってテレビ撮影の材料として使われています。とても広い農地ですが問題ありません。
議長	<p>2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、2番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、2番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。

続いて、第7号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」  
審議します。10番について事務局から説明してください。

事務局

令和6年1月9日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長

10番について、地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。

大矢推進委員

現地は栗畑で、私の畑への通り道にあり、よく見てきました。近所の方に聞いたところ、所有者がメインでよく耕作されてきたとのことなので問題ありません

議長

10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
無いようですので、10番について証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、10番は証明発行と決定します。  
続いて、11番について事務局から説明してください。

事務局

令和6年2月17日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長

11番について、地区担当の加藤委員の意見はいかがですか。

加藤委員

所有者は非常に仕事ができる方で、まじめに管理してきました。問題ありません。

議長

11番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
無いようですので、11番について証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、11番は証明発行と決定します。

続いて、第8号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。4番から6番について事務局から説明してください。

事務局 4番から6番は、主たる従事者証明発行済みです。市長から農業者へあっせん協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、7月5日（金）を期限として事務局までご連絡ください。

議長 4番から6番について、あっせんに協力します。  
続いて、第9号議案「特定農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。2番について事務局から説明してください

事務局 申請地の隣には既に申請者の農園が運営されており、追加で3区画のみの農園を開設するものです。当該地は北八朔町の農用地の中にあります。  
開設内容は資料の通りです。  
利用者の通作手段は、徒歩を想定しています。  
既存の農園の利用者が多いため、区画を増やす申請です。横浜市と土地所有者との貸付協定は、令和6年6月7日に結んでおります。  
本案件は地区担当の小島委員に確認いただいております。  
以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第3項について適当と認められると考えられます。

議長 2番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。

小島委員 申請者は植木を主に耕作していますが、手が回らないため空いている農地を貸農園にしています。本案件は問題ありません。

議長 2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
無いようですので、2番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、2番は承認と決定します。  
続いて、3番について事務局から説明してください。

事務局 令和3年4月に15区画の農園を開園しましたが、需要を見込み7区画増設します。  
開設内容は資料の通りです。  
利用者の通作手段は徒歩としており、これまでも問題なく運営してきたとのことです。  
横浜市と土地所有者との貸付協定は、6月10日に結んでおります。  
本案件は地区担当の坂田委員に確認いただきました。

	以上の申請内容から、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」施行令第4条第1項について、適当と認められると考えられます。
議長	3番について、地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。
坂田委員	申請地は以前、そば屋が建つ違反地でしたが、是正して農園となりました。申請者はしっかり管理し、利用者も一生懸命農作業をしているので、本案件も問題ありません。
議長	3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、3番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、3番は承認と決定します。 続いて、第10号議案「農用地利用集積計画案の審議について」農政推進担当から説明してください。
農政推進担当	今回、本農用地利用集積計画が決定されますと、7月25日発行予定の横浜市報に市の計画を定めた旨の公告が掲載され、8月1日から利用権設定が開始になる予定です。全体の設定筆数は計74筆で、面積は53,443.71㎡です。このうち9筆は一般法人等が借りるものです。
議長	第10号議案について、意見、質問等がありますか。
小池委員	解除条件付きの貸借とはどのようなものですか。
農政推進担当	一般法人が借りる場合、解除条件付きとなります。貸手と借手の間で不都合があれば解除できるものです。
小池委員	なぜ一般法人だけが解除条件付きなのですか。
農政推進担当	通常、貸手と借手の合意で解除となりますが、一般法人が借りる場合は貸手の都合で解除できます。
根本推進委員	通常は利用権設定期間中は合意がないと解除できないが、解除条件付きの場合、利用権設定期間中でも貸手が借手にやめてほしいときに解除できるということでしょうか。
農政推進担当	その通りです。解除条件付きでは、借手が農地を適正に利用していない場合等に、

	期間満了を迎えていなくても解除できます。
根本推進委員	一般法人に貸す場合、問題があることもあるだろうから、貸手がやめたいときに農地が返ってくるということでしょうか。
農政推進担当	その通りです。
根本推進委員	理解しました。
小池委員	解除条件付きの借手の権利保護はされないのでしょうか。
議長	借手がよほどのことをしない限り、賃借は継続されると思います。
内田推進委員	解除までの期限の決まりはありますか。
農政推進担当	特にありません。解除条件付きの場合は、貸手に解除日を設定していただきます。解除条件付きでない場合は、貸手と借手の合意で解除日を設定していただきます。
事務長	補足しますと、個人が農地を借りる場合、一定レベル以上の技術、経験がなければ、県の研修等を受けていただいています。法人が農地を所有する場合は、売上高の過半が農業であるか等、農地所有適格法人の要件をすべて満たしているかを確認します。一方、一般法人といわれる農外から参入する法人が農地を借りる場合も、農業技術があることが前提で賃借を始めますが、個人や農地所有適格法人と比べ、実際は適正に耕作できないことがあるため、条件を付けているという経緯があります。
小池委員	解除条件付きではない賃借をする法人は、農地所有適格法人ということですか。
農政推進担当	その通りです。
議長	他に意見、質問等がありますか。 無いようですので、第10号議案について決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第10号議案は決定とします。 続いて、第11号議案「農用地利用集積等促進計画の意見照会について」農政推進担当から説明してください。
農政推進担当	地権者が農地中間管理機構に貸し付ける土地（出し手分）の設定筆数は計5筆で、

面積は4,558.70㎡です。農地中間管理機構が実際の耕作者に貸し付ける土地(受け手分)の設定筆数は計6筆で、面積は6,010.70㎡です。なお、先ほどの出し手分の5筆と異なっている理由は、すでに農地中間管理事業が借り受けている農地を新たな耕作者に貸し付けた場合や、一つの農地を複数人の耕作者に分けて貸し付けているためとなっています。

今後、神奈川県での認可・公表などが行われ、8月1日から貸し借りの権利設定が行われます。

議長

第11号議案について、意見、質問等がありますか。

無いようですので、第11号議案について決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、第11号議案は決定とします。

以上で第12回総会審議事項の審議を終了します。

続いて、報告事項について野路職務代理をお願いします。

野路委員

報告事項第1号から第8号について事務局から説明してください。

事務局

(報告事項第1号から第8号まで、議案書のとおり一括報告)

野路委員

第1号から第8号について、質問等がありますか。

無いようですので第1号から第8号までを了承とします。

続いて、第9号について事務局から説明してください。

事務局

農地法に基づき農地の利用状況調査を実施します。委員の皆様には御協力をお願いします。

農振農用地区域は、北部農政事務所と合同で一筆ずつ調査します。担当地区内に農振農用地が含まれる委員の方は、可能な範囲で調査の御同行をお願いします。

農用地区域以外は、日常の活動の中で把握されている遊休農地について、御報告いただきます。8月26日までに調査用地図と報告用紙を事務局へ提出してください。該当がない場合は、報告用紙に該当なしと御記入ください。

議長

農用地区域以外の調査は、普段把握している遊休農地の報告です。改めて、すべての農地を確認して回らなければならないものではありません。日頃から、農地を気にして見ていただければと思います。

野路委員

第9号について、質問等がありますか。

無いようですので、報告事項第9号を了承とします。

これもちまして第12回総会を終了します。

(閉会 15時50分)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和6年6月25日開催 第12回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田 昇	会長	出席	議長
2	野路 幸子	会長職務代理者	出席	
3	飯田 清		出席	
4	加藤 義晴		出席	議事録署名人
5	小島 重信		出席	議事録署名人
6	平本 武夫		出席	
7	坂田 清一		出席	
8	白井 秀幸		出席	
9	阿部 敏		出席	
10	金井 健		出席	
11	小池 誠一郎		出席	
12	岡本 肇	連合会理事	出席	
13	菅 沼 進		欠席	
14	杉崎 精一		出席	
15	関戸 裕一	連合会理事	出席	
16	小川名 重典	連合会理事	出席	
17	加藤 保		欠席	
18	石井 芳明		出席	
19	守谷 弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	飯 嶋 啓 吾		出席	
2	荻野 清	連合会理事	出席	
3	金子 宏正		出席	
4	川田 昭一		出席	
5	鈴木 昇	連合会理事	出席	
6	関口 正徳		出席	
7	中山 勝		欠席	
8	根本 栄治		出席	
9	村岡 鐘		出席	
10	井上 太市		出席	
11	内田 英一	連合会理事	出席	
12	大矢 勝		出席	
13	金子 晴男		出席	
14	河原 俊一	連合会監事	出席	
15	小原 甲史		出席	
16	齋藤 春美		出席	
17	佐藤 孝春		出席	
18	新川 和生		出席	
19	森 正明		欠席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし